

議案第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）5月 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第10号及び第11号並びに第2条第1項第1号ア(ア)及びイ(イ)中「80万円」を「80万9,000円」に改める。

附則第6項第1号及び第2号中「第292条第1項第8号」を「第292条第1項第9号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、附則第6項第1号及び第2号の改正規定については、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、令和7年7月1日以後の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成について適用し、同日前の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市福祉医療費の助成に関する条例(平成3年条例第17号)新旧対照表

現行	改正案
(定義) 第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) (略) (10) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度分(当該月が4月から6月までの間である場合にあっては、前年度分)の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。 (11) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの間である場合にあっては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び合計所得金額(当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税	(定義) 第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) (略) (10) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度分(当該月が4月から6月までの間である場合にあっては、前年度分)の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第3項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「80万9,000円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。 (11) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの間である場合にあっては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)及び合計所得金額(当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税

法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとする。)をいい、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。)の合計額が80万円以下である者をいう。

(受給資格)

第2条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、宝塚市内に住所を有する者で、高確法に規定する後期高齢者医療の被保険者若しくは医療保険各法の被保険者、組合員若しくは被扶養者であるもの又は健康保険法(大正11年法律第70号)による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けられないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 高齢期移行者で次のアからウまでに掲げるもの(高確法に規定する後期高齢者医療の被保険者を除く。)

ア 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

(ア) 医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの場合にあっては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であること。

(イ) (略)

イ 次に掲げる要件のいずれにも該当する者(アに掲げる者を除く。)

(ア) (略)

(イ) 医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの場合にあっては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下であること。

法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとする。)をいい、その額が零を下回る場合は、零とする。以下同じ。)の合計額が80万9,000円以下である者をいう。

(受給資格)

第2条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、宝塚市内に住所を有する者で、高確法に規定する後期高齢者医療の被保険者若しくは医療保険各法の被保険者、組合員若しくは被扶養者であるもの又は健康保険法(大正11年法律第70号)による日雇特例被保険者で療養の給付等のいずれもが受けられないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 高齢期移行者で次のアからウまでに掲げるもの(高確法に規定する後期高齢者医療の被保険者を除く。)

ア 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

(ア) 医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの場合にあっては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万9,000円以下であること。

(イ) (略)

イ 次に掲げる要件のいずれにも該当する者(アに掲げる者を除く。)

(ア) (略)

(イ) 医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年の前年(当該月が1月から6月までの場合にあっては、前々年)における当該者に係る公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万9,000円以下であること。

(ウ) (略) ウ (略) (2)～(10) (略) 2～4 (略) 附 則 (所得による制限の特例) 6 当分の間、別表の規定の適用については、第2条第1項第5号、第6号又は第7号に規定する者に係る所得による制限に係る者の所得限度額の計算において、同表に規定する所得割の額の算定の基礎とする課税総所得金額は、地方税法第314条の3第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した課税総所得金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。 (1) 地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。)がある場合 当該扶養親族1人につき33万円 (2) 地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳以上19歳未満の者に限る。)がある場合 当該扶養親族1人につき12万円	(ウ) (略) ウ (略) (2)～(10) (略) 2～4 (略) 附 則 (所得による制限の特例) 6 当分の間、別表の規定の適用については、第2条第1項第5号、第6号又は第7号に規定する者に係る所得による制限に係る者の所得限度額の計算において、同表に規定する所得割の額の算定の基礎とする課税総所得金額は、地方税法第314条の3第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した課税総所得金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。 (1) 地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。)がある場合 当該扶養親族1人につき33万円 (2) 地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族(16歳以上19歳未満の者に限る。)がある場合 当該扶養親族1人につき12万円
--	--

<説明資料>

「宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

市民交流部 医療助成課

1 内容

兵庫県から「福祉医療制度における低所得判定基準等の引き上げに伴う県実施要綱の改正について」の通知があり、県要綱の改正内容に基づき「宝塚市福祉医療費の助成に関する条例」において所要の改正を行い、併せて地方税法改正に伴う「条項のずれ」が発生している箇所において所要の改正を行うものです。

2 改正項目（別紙新旧対照表参照）

- (1) 所得を有しない者の算定に使用する公的年金等控除額を「80 万円」から「80 万 9,000 円」に改める。
- (2) 低所得判定の基準である合計所得金額の合計額を「80 万円以下」から「80 万 9,000 円以下」に改める。
- (3) 「宝塚市福祉医療費の助成に関する条例」附則第 6 項中「地方税法第 292 条第 1 項第 8 号」を「地方税法第 292 条第 1 項第 9 号」に改める。

3 施行日 令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、附則第 6 項第 1 号及び第 2 号の改正規定については、公布の日から施行する。

4 その他

- (1) 本改正に係る予算措置については、低所得判定基準等の引き上げに伴う福祉医療費助成額(扶助額)への影響は少ないため予算措置はなし。
- (2) 地方税法改正に伴う「条項のずれ」への措置であり、福祉医療費助成における市民への影響はない。

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例

【所得を有しない者】

住民税非課税者であり、かつ世帯員全員の所得がない者。

ただし、公的年金収入は、公的年金等**控除額を80万9千円**として所得算定する。

Aを年金収入とし、Bを他の所得とする。

A 年金収入		他の収入	
所得	控除 (80万9千)	B 他の所得	控除

$(A - 80万9千) + B = 0$
(年金の所得がマイナスの場合は0とする)

例えば

Aが60万、Bが10万の場合
年金の所得は0だが、Bの10万が残るため
「所得を有しない者」に該当しない。

【低所得者】

住民税非課税者であり、かつ公的年金等の収入及び合計所得金額の**合計額が80万9千円**以下の者。

Aを年金収入とし、Cを合計所得とする。

A 年金収入		他の収入	
所得	控除	C 他の所得	控除

$A + C \leq 80万9千円$

例えば

Aが60万、Cが10万の場合
60万+10万は、80万9千円以下なので

福祉医療制度における低所得判定基準等の引き上げに伴う
県実施要綱の改正（案）について

1. 経緯（国制度改正の動き）

（1）自立支援医療（障害者総合支援法施行令）

- ・令和 6 年 4 月からの国民年金額の引き上げに伴い、自立支援医療制度における利用者負担区分の改正を予定。（R6. 12. 23 社会保障審議会）
→低所得Ⅰの基準である「80 万円以下」を「80 万 9 千円以下」に見直し
令和 7 年 7 月から施行
- ・県の福祉医療制度において、移行（区分Ⅱ）の所得要件、（高齢）重度障害、乳幼児、母子の低所得判定基準に準用している。
- ・「80 万円」の基準が見直されるのは制度創設以降はじめて。年金額は名目手取り賃金変動率等に応じて毎年度改定を行う仕組みであり、毎年基準が見直されると推察。
（参考：R6 年障害基礎年金（2 級）の支給額 80 万 9 千円、R7 年支給額 82 万 6,500 円（R7. 1. 24 厚労省記者発表に基づき計算））

（2）70 歳以上の高額療養費（高確法施行令）

- ・現在の低所得Ⅰの基準である、公的年金等控除額「80 万円を「80 万 6,700 円※」に見直し。令和 7 年 8 月施行予定。
※70 歳以上に適用される令和 6 年の満額の老齢基礎年金額
- ・県の福祉医療制度において、移行（区分Ⅰ）の判定基準に準用している。
→基準額をそのまま準用すると、移行の助成対象者である 65 歳以上 69 歳以下の年金支給額の実態（最大 80 万 9 千円）にそぐわない。
→移行の制度主旨は、一定所得以下の者が 70 歳以上と同等の自己負担や限度額になるように医療費助成を行うことであるため、準用する法令はそのまま、
基準額のみ、移行と同じく 65 歳以上の所得基準を定める介護保険第 1 号被保険者の保険料の基準額である「80 万 9 千円」を準用する。（介護保険法施行令第 38 条第 1 項第 1 号ハ 令和 7 年 4 月 1 日施行）

2. 県実施要綱の改正（案）について

- ・下表の案 1～案 3 を検討した結果、案 1 で改正作業を進める。
- ・令和 7 年 7 月 1 日施行
- ・改正手続きは、根拠としている施行令の公布後を予定。

	改正内容	実現可否	備考
案 1	「80 万円」を 「80 万 9 千 円」に改正	○	・ メリット 基準となる金額が明確。 ・ デメリット 年金支給額が改定されるたび、要綱改正が必要。
	改正内容	実現可否	備考
案 2	「80 万円」を 「障害者総合 支援法施行令 ／高確法施行 令の○条に規 定する額」に 改正	△	・ 障害者総合支援法施行令（不可ではないが課題あり） 引用元である第 35 条第 4 号に記載の用語の定義（例：支 給認定障害者等）を要綱内に記載する必要がある、記載 内容が複雑になるうえ、文字数が大幅に増加。（約 800 字 の増） ・ 高確法施行令（不可） 改正される場合、施行日が R7.8.1 になるため、移行（区 分Ⅰ）の証更新を 1 か月遅らせる必要が生じる。 （根拠条文が施行される前に要綱に引用し、それを施行 することは整合性に欠ける。）
案 3	「80 万円」を 「障害（老齢） 基礎年金支給 額」に改正	×	年金額は「780,900 円に改定率を乗じた額」と国民年金法 に規定されているが、改定率は物価変動率、賃金変動率、 マクロ経済スライドの 3 つの要素を総合的に考慮して厚 労省が決定、発表しており、法令で具体的な金額が定め られていない。基準額が特定できないため要綱に記載は 不適當。